

事 務 連 絡
平成 1 8 年 4 月 3 日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
平成18年4月3日

地方社会保険事務局 }
都道府県民生主管部(局) }
国民健康保険主管課(部) } 御中
都道府県老人医療主管部(局) }
老人医療主管課(部) }

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成18年厚生労働省告示第95号。以下「薬価基準」という。）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等について」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）の一部が平成18年4月3日付け厚生労働省告示第323号及び第322号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
 - (1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、内用薬1品目及び外用薬1品目について、薬価基準の別表に掲載したものであること。
 - (2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7,300	3,509	2,468	36	13,313

2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 製薬企業等による医薬品の製造販売承認の承継等に伴い製薬企業から削除依頼があった内用薬6品目について、掲示事項等告示の別表第1に収載して、平成18年9月1日以降保険診療における使用医薬品から除外し、内用薬1品目及び外用薬1品目を別表第2に収載して、平成19年4月1日以降保険診療における使用医薬品から除外するものであること。

(2) (1)により掲示事項等告示の別表第1に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	61	59	9	0	129

(3) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	67	43	18	0	128

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価	後発品
1	テオファイリン 「タカタ」 テオファイリン ドロイドシロップ20%	テオファイリン	20%1g	56.40	○
2	イソフルラン「AW」	イソフルラン	1mL	43.60	○

経過措置品目一覧表 (掲示事項等告示別表第1)

No	薬価基準名	規格単位
1	内用薬 ・カリメート	1g
2	内用薬 タビロンA錠	40mg1錠
3	内用薬 ニフェラート	10mg1カプセル
4	内用薬 ・フェミロン錠	50mg1錠
5	内用薬 フロセミド錠「ナカノ」	40mg1錠
6	内用薬 ・ヘキストラスチノン錠	500mg1錠

経過措置品目一覧表 (掲示事項等告示別表第2)

No	薬価基準名	規格単位
1	内用薬 テオファイリン ドロイドシロップ20%「JD」	20%1g
2	外用薬 イソフルラン「ローディア」	1mL